

大和市告示第73号

大和市保全緑地要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市保全緑地要綱の一部を改正する要綱

大和市保全緑地要綱（平成21年大和市告示第125号）の一部を次のように改正する。

別表第1、2 上記以外の緑地（境川沿い斜面緑地）の表下和田境川緑地の項中「約3.5ヘクタール」を「約3.6ヘクタール」に改める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。